

## 第 42 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 30 日 ( 金 ) 10:00 ~ 12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - ( 部 会 長 ) 西郷浩
  - ( 委 員 ) 竹原功、椿広計
  - ( 専 門 委 員 ) 小西葉子
  - ( 審 議 協 力 者 ) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県
  - ( 調 査 実 施 者 ) 経済産業省大臣官房統計調査グループ構造統計室：若林構造統計室長ほか
  - ( 事 務 局 ) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 工業統計調査の変更について  
工業統計調査の指定の変更について

### 5 概 要

前回部会審議後に東京都、原専門委員及び小西専門委員から、それぞれ意見が出され、これらに関して調査実施者から説明があった。

8 月 26 日に開催された第 67 回統計委員会に諮問された「諮問第 56 号 工業統計調査の指定の変更について」について事務局から説明があり、その後審議を行い、基幹統計の指定を変更すること及び基幹統計の名称を「工業統計」に変更することについて、適当とされた。

「諮問第 55 号 工業統計調査の変更について」及び「諮問第 56 号 工業統計調査の指定の変更について」の答申（案）について、事務局から説明があり、その後審議を行い、おおむね適当とされたが、答申（案）の一部事項については修正意見が出され、最終の修文案については部会長と事務局で相談することとされた。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

#### ( 1 ) 前回部会審議後に提示された意見について

##### ア 東京都からの意見について

- ・ 調査対象事業所の増加によって民間委託による回収率が低下し、都道府県にとって、任意とされている督促事務が増加し、本来業務に集中できないおそれがある。また、国が直接督促事務を行う調査対象事業所については、今後は、都道府県が行わないで済むことを明示してもらいたい。また、経済産業省は、民間委託事業者に対して、回収率 100% を目標にするように、できるかぎり指導を行ってほしい。

督促はまず民間委託事業者が行い、民間委託事業者による回収期間経過後は、国が督促・回収に努めることとしているが、都道府県ごとの個別事情もあると思われることから、都道府県からの督促についてはあくまでも任意で行っていただければ

と考えている。また、民間委託事業者に対しては、回収率の維持が図られるよう、指導していきたい。

#### イ 原専門委員からの意見について

前回承認時に今後の課題とされていた、生産労働と非生産労働を区分して把握することについては、平成2年までは甲調査において周期的に調査されていたが、平成5年の改正において廃止されたという経緯があり、また、事業所に改めて問い合わせてみたが、こうした労働区分の分け方をしていないことや業務を兼務している人もいるため、記入は困難であるとの回答を得ており、現時点でも状況は変わっていない。仮に実査項目とした場合、記入者負担が増大することにより、回答率の低下や統計調査員の負担増、ひいては結果精度の低下にもつながりかねず、実施は困難である。

- ・ 報告者の立場からは、負担の重い調査項目を簡単に落としたり復活させたりすることは避けてほしい。

#### ウ 小西専門委員からの意見について

有形固定資産の把握については、平成12年調査までは従業者10人以上の事業所を対象に毎年調査を実施してきたが、乙調査の対象であった10~29人の事業所については、報告者負担が大きく統計精度の確保が困難であることから、平成13年の改正において5年周期化され、その後、経済センサス - 活動調査で把握する形に変更してきたという経緯がある。10~29人の事業所の有形固定資産額の割合はあまり大きくはなく、記入者の負担が軽減されるような状況の変化があったとも考えられないことから、10~29人の事業所における有形固定資産の毎年調査化は困難と考えている。

- ・ 5年に1回調査する形に変更しているが、調査実施者としては、統計精度は低いと考えているのか。誤記入の多さが統計精度の低下につながることもあるので、是非、経済センサス - 活動調査の担当とも情報共有をしてもらいたい。

#### (2) 工業統計調査の指定の変更について

工業統計調査は、元々「工場統計調査」として始まったように、実際に生産活動を行っている事業所に着眼してきた歴史があり、製造を行っていない本社や管理事業所は対象としていない。「工業」という言葉には「工」を「業(なりわい)」とするものという意味合いもあり、一般的に「工業」を使った名称は数多くあることも考慮すれば、「製造業」より「工業」の方が適していると考えられる。

さらに、既に「工業統計調査」という名称は世の中に浸透しており、万一変更した場合は、調査対象に改めて説明をする必要があること、十分説明しても浸透までには長い期間を要し、調査拒否されることも懸念されるため、結果精度にも深刻な影響が出かねない。また、既存の法令の中にも「工業統計調査」の記述があるものがあり影響を与えることから、「工業統計」の方が適当と考える。

- ・ 「工業統計」という名称以外の名称にした場合、法令改正にも影響があること等か

ら、今回の変更では「工業統計」という名称とすることがよいということ部会の結論としたい。

(3)「答申(案)」について

- ・ 諮問第55号に対する「今後の課題」以外については、特に大きな議論はなく了承された。議論のあった事項は次のとおり。

ア 「労働生産性について」及び「有形固定資産の把握について」

- ・ これらについては、本調査の今後の課題とするよりも、経済統計全体としての課題として基本計画部会等で取り上げた方がよいのではないかと。
- ・ 外部から見た審議の適切性が確保されているかの観点から発言させていただく。今後の課題のうち、前回答申時に今後の課題とされた「労働生産性について」は、調査実施者が実施困難と結論づけている中で、引き続き今後の課題として残すのであれば、相当な理由づけが必要となると思う。また、「有形固定資産の把握について」も、毎年の調査では2001年以降聴取していない項目の復活となるので、これも相当な理由づけが必要となる。これらを今回答申における今後の課題とするのであれば、外部から見て説得的な理由を示す必要があると考える。
- ・ 専門委員という立場で発言できる機会が本部会に限られていることもあり、「有形固定資産の把握について」は意見させていただいたが、本調査に対する今後の課題とすることについては私も違和感を持っている。本部会の上の場とか、違う場で検討する機会があるのであれば、本調査の今後の課題としなくてもよいと考える。
- ・ 経済統計全体としての課題として提起しておけばよいと思う。なお、必要な項目については多少の報告者負担感があっても、検討した方がよい。

イ 報告者負担の軽減方策(プレプリント事項の拡大)について

- ・ 「大勢において変化のない項目」としているが具体的にどの項目なのかが不明確である。調査実施者はどのように検討する予定なのか。プレプリントにより正確な記載が行われないおそれもあり、検討は慎重にお願いしたいところ。

部会では、工場用地の審議で出てきたものであるが、報告者負担の観点からは、特定事項に限って検討いただくより、広く御検討いただくことが適当であるとの判断による。

調査実施者としては、個票のレベルまで立ち返り、時系列で各項目を確認し、対象となり得るものがあるかどうかを確認してまいりたい。

ウ 調査員調査及び郵送調査の対象事業所の範囲の変更について

- ・ 答申(案)「第1 諮問第55号 工業統計調査の変更について」の「1 本調査計画の変更」の「(2) 理由等」に記載されている、「調査の円滑な実施に必要な対応措置」の部分については地方としては非常に気にかかることである。部会審議での説明を踏まえて、その前に「民間事業者における回収率の確保や審査水準の確保など」と、具体的な文言を入れていただきたい。

- ・ これに関しては、東京都及び事務局とも相談の上で、最終的な答申（案）をまとめることとする。

## 6 次回予定

予定していた審議は全て終了したことから、平成 25 年 9 月 27 日（金）の統計委員会において答申（案）を諮ることにしたい。